

報告第25号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年8月29日提出

亀山市長 櫻井義之

別紙

専決処分書

専決第3号

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、次の事件を専決処分する。

平成25年8月19日専決

亀山市長 櫻井義之

市道落針9号線における車両物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて

1 事故原因及び状況

平成25年4月6日、[REDACTED]が市道落針9号線を通行中、道路の陥没にはまり[REDACTED]所有の車両の左前方タイヤ部分を破損させた。

2 相手方住所及び氏名

[REDACTED]
[REDACTED]

3 損害賠償の額

16,143円